

ふるさと奈良景観づくり推進委員会

第4回専門部会 開催概要

■日時：平成20年7月11日（金） 午後2時～午後4時

■場所：奈良商工会議所 小ホール

■議事：

[議題1] 大規模建築物等の色彩に係る景観形成基準について

[議題2] 重点景観形成区域について

■議事概要：

[議題1]

・各委員から出された意見の概要は次のとおり。

【全体】

- ・色彩基準を委託により策定する場合、名誉と責任の観点から、実態調査から基準策定をした委託事業者の名前を資料に書いておくべき。
- ・提案された色彩基準を現状で超過するものは4%ということだが、4%でもR24号はあれだけヒドイ状況になっている。
- ・色彩の規制誘導は難しい。規制を行う者の感性が必要。
- ・全体に色彩基準は厳しく設定しておき、一般的な設計者にはその厳しい基準を適用し、質の高い建築にチャレンジする人には基準を超えても可とするシステムが必要。
- ・奈良という地域性を考慮し、全国に先駆けた取り組みをしてほしい。
- ・大規模建築物で単色にするのは問題。色のボリューム感等をどこまでガイドラインに盛り込んで運用できるか。
- ・色彩は地域の気候風土と密接な関係があると思う。ガイドライン等にはそれを読む人のことも考え、色の基本的な知識についても盛り込むべき
→事務局：実態調査をしていて感じることは、色彩は気候風土というより、地域の土や石等によるところが大きい。
- ・建築物の色彩よりも目を引く屋外広告物の色彩も一緒に考えてほしい。
→事務局：違反広告物が氾濫する中で、県内全域で屋外広告物の許可基準等を強化することは難しい。現在は、違反広告物対応への取り組みを強化しているところ。

【色彩基準の基本的な考え方】

- ・色彩基準の基本的な考え方にあたって、「自然の緑を尊重するため彩度6を超えない」とあるが、この基準を超えなければ何でも良いと考えられるので、資料からは抜いておいた方が良いのではないか。

【景観形成基準の景観類型とそれに対応した色彩基準】

- ・「色彩基準の型」の書きぶりが外壁基調色と屋根基調色で異なっている。また、工業景観の外壁基調色にある「明るく開放的なハイテク景観」は幅広い解釈が可能になってしまうため、今後詰めていく必要がある。
- ・「明るく開放的」は言葉が悪い。奈良らしい言葉にできないか。
- ・色彩基準を用途地域で区切るのは良くない。用途地域の境界部分で色彩が変わってし

まい、連続性が失われてしまうのではないか。

【大和青垣・山の辺景観類型等の色彩基準】

- ・純白を基準外としているが、専門家の間では白が似合う場合もあると言われている。一定の悪質なものを除外することはできるが、良いものには裁量が必要。

【工業景観類型の色彩基準】

- ・工業景観は明るい色に誘導すると言いつつしてしまうのはいかがなものか。ビルディングタイプのものを想定していると思うが、ビルの合間にも建物は存在する。
- ・「工業景観」として色彩基準を一括りにしているが、工業団地であるとか、小規模な工業地とかによって景観が異なるのではないか。

【色彩基準の適用除外の考え方】

- ・適用除外について「建築物の質の高さ」は必ず盛り込んでほしい。質の高さに対して裁量することが重要。海外では「この人が設計したから質が高い」という方法を本当に行っている。ただし、なぜ質が高いのか、外部に対してキッチリと説明できることが必要。
- ・行政や第三者機関と設計者が協議のうえで、色彩基準の適用を除外することが重要
- ・着色していない金属板やスレートの取り扱いは難しい。艶の有無によっても異なってくる。

【アクセントカラーの許容レベルの考察】

- ・アクセントカラーは小さい面積でも使い方がヒドイと問題がある。また、小さい面積であっても、どんな色でも使えるというのはいかがなものか。キッチリと誘導すべきではないか。
- ・アクセントカラーを建物上部に配する必要があるが、空と接する部分は「親空性」を大事にする必要。

[議題2]

【重点景観形成区域】

- ・重点景観形成区域を設定する理由は「県を代表する観光交流地へアプローチする幹線道路沿道など特に重点的に景観形成に取り組むべき区域」とあるが、県民にわかりやすいようにもう少し理由をハッキリと書き込むべき。
- ・区域の範囲が明記されていないが、一般的に沿道を区域設定する場合には幅員を設定する。大和青垣を見ることができるところでもあり、沿道から少し離れたら規制がかからないというのはいかがなものか。
- ・屋外広告物の対応には規制強化（案）が示されているが、案でなくなるのはいつ頃なのか。
→事務局：屋外広告物は景観保全型広告整備地区の指定を検討しているが、基準設定は市町の権限になるため、現在調整中。
- ・「道の軸線方向の遠景に配慮した意匠」とあるが、規制は徹底できるのか。
→事務局：指導していきたい。
- ・建築物の意匠形態の基準に「全体としてまとまりのある形態及び意匠」とあるが、なぜこの言葉を使用することになったのか説明して欲しい。景観形成基準の中で非常に

重要な部分であるが、まとまりのある形態及び意匠というのはイメージできない。

【重点景観形成区域の建築物等の色彩に係る景観形成基準】

- ・自動販売機の色彩の規制誘導や、道路舗装面、道路上の柵、照明・信号柱等の公共設備については、是非取り組んでいただきたい。
- ・道路上の柵に使用すべき色彩として国土交通省のガイドラインを引用しているが、奈良らしさを考えるべき。実態調査を行っているのだから、そのデータを示して色彩の提案をして欲しい。
- ・自動販売機の色彩についてもメーカーが対応できるからという理由で一般的な景観対応型の色彩を提案するのではなく、将来的には奈良色をつくるべき。道路上の柵等も一色ではない方が良いのではないか。

以上